

函館市監査公表第24号

函館市教育委員会教育長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 板倉 一 幸

函館市監査委員 藤井 辰 吉

函 教 管 委 会
令和元年(2019年)9月9日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会
教育長 辻 俊 行



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他()		
監査等実施期間	平成30年11月30日～平成31年3月25日	講評日	平成31年3月27日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市縄文文化交流センター 団体名 一般財団法人道南歴史文化振興財団		
<u>指摘事項</u> 意見・要望事項			
<p>函館市縄文文化交流センターの管理に係る経費を把握するため、協定書第9条では、管理業務に関して独立した会計区分を設け、他の会計と区分して経理しなければならない旨規定されているものの、提出された事業報告中の事業収支状況では、支出したものの一部を一般管理費としてまとめ、使途が不明確になっていた。</p> <p>また、同じ一般管理費としてまとめられた経費の中には管理業務および自主事業に要した費用以外の経費も含まれ経理されているなど、指定管理者の収支の状況が正確に把握されていなかったことから、提出資料の内容確認はもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針(平成21年5月策定)が求める業務実施確認に基づく評価、指導および指示などを所管部局において確実かつ的確に行うよう徹底し、適切な施設管理に努められたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>令和元年5月31日に平成30年度(2018年度)実績のモニタリングを実施する中で、管理業務および自主事業の経理内容について、伝票、経理簿、通帳等の各種帳簿類を確認し、一般管理費としてまとめられた経費がないことおよび他の会計と区分して経理されていることを確認しております。</p> <p>また、今後も指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針に基づき、適切な経理を行うよう指導してまいります。</p>			

函 教 管 長
令和元年(2019年)9月9日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会

教育長 辻 俊 行



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・ <u>財政援助団体等監査</u> ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成30年11月30日～平成31年3月25日	講評日	平成31年3月27日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市縄文文化交流センター 団体名 一般財団法人道南歴史文化振興財団		
<u>指摘事項</u> 意見・要望事項			
函館市の備品である公衆電話の使用による現金収入は、函館市縄文文化交流センター管理業務処理要領5（1）ケ（イ）に、公衆電話の使用による現金収入については、指定管理者の収入とする旨規定されており、指定管理者は当該規定に基づき自らの収入としていたが、本来、函館市の収入となるべきものであることから、これまで収納すべきであった額を精査するとともに、要領を直ちに改正し、適正な事務の執行を徹底されたい。			
措置内容、対応・考え方			
平成31年（2019年）4月1日付けで函館市縄文文化交流センター管理業務処理要領を改正し、平成31年度から公衆電話の使用による現金収入については、市の収入として適正に処理しております。 なお、これまで収納すべきであった額については、指定管理者制度導入初年度である平成28年度分が40円、平成29年度分が820円、平成30年度分が70円で過年度分合計額が930円であることを確認できたため、指定管理者へ当該金額を請求し、令和元年5月28日付けで収納しております。			

函 教 管
令和元年(2019年)9月9日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市教育委員会
教育長 辻 俊 行

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査・ 財政援助団体等監査 ・その他（ ）		
監査等実施期間	平成30年11月30日～平成31年3月25日	講評日	平成31年3月27日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市縄文文化交流センター 団体名 一般財団法人道南歴史文化振興財団		
指摘事項 意見・要望事項			
<p>指定管理者の業務とされている体験学習事業については、函館市縄文文化交流センター管理業務処理要領5（1）イに、参加者の所有となる材料費および参加者の傷害保険料等を徴収できる旨規定されているが、当該規定を超えた額を徴収しており、結果、参加費収入が支出を大きく上回っていた。この要因は、体験学習事業の実施にあたって教育委員会の承認を必要としない扱いに変更したために、規定された額と同等の参加費となっているかの確認ができていないことにもあると考えられることから、実施までの手続きや、指定管理者が行う業務執行に関する規定を改めて見直すとともに、適正な事務の執行が図られるよう指定管理者への指導を徹底されたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>平成31年（2019年）4月1日付けで函館市縄文文化交流センター管理業務処理要領を改正し、体験学習事業の内容について教育委員会の承認を得るよう変更したところがあります。</p> <p>体験学習事業のうち、縄文体験講座については原材料や傷害保険の実費相当額以内の参加費が算定され、平成31年4月1日付けで事業計画を承認しております。</p> <p>一方、通年で実施している縄文体験学習については、前年度に行程を確定する修学旅行の利用もあり、平成30年度に確定した参加費にて予約を受け付けしていたことから、令和元年度については従前の参加費と同額で承認したところではありますが、令和2年度からは適正な参加費とするため、令和元年6月20日付けでその額について承認し、今年度から事前広報、予約受付を開始しているところがあります。</p> <p>今後においては、適切な施設管理のため、適時要領の見直しや実態把握に努めてまいります。</p>			